

議員提出第二十三号議案

指定生乳生産者団体制度の存続と更なる機能強化を求める意見書

指定生乳生産者団体(以下「指定団体」という。)制度は、地域で生産された生乳の一元集荷や複数の乳業者に対する多元販売により生産者の価格交渉力を高め、集送乳の合理化、適正な価格形成や需給調整を行うことを通じて、酪農経営の安定や国内生乳生産の確保及び牛乳乳製品の安定供給を支えている。

このような中、政府の規制改革会議は、去る五月十九日に、今秋までに「指定団体制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る。」とした。

生乳は腐敗しやすく、日々・季節ごとに供給・需要ともに変動する等の特性があり、今後とも、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業メーカーとの交渉、②条件不利地域を含む集乳の引き受けや集送乳の効率化、③価格の高い飲用乳と低い加工原料乳の調整などの機能を引き続き堅持することが必要である。特に今回の熊本地震ではこうした機能が遺憾なく発揮され、熊本県の酪農生産者の廃棄乳を最小限に食い止めた。

指定団体制度を廃止することは、特に消費地から遠い中山間地域等の条件不利地域で経営を行っている酪農家にとって、生乳の輸送コストの増大や再生産のための適正な取引価格の形成が困難になるなど、大きな影響が危惧される。

よって、国会及び政府におかれては、指定団体制度に関して、生乳生産基盤の強化や収益力の向上によって、持続可能な酪農経営が実現され、安全・安心な牛乳乳製品の安定供給に繋げるために、指定団体制度の存続及び更なる機能強化を図るための措置を講じられるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十八年九月二十七日

大分県議会議長 田 中 利 明

衆 議 院 議 長 大 島 理 森 殿
参 議 院 議 長 伊 達 忠 一 殿
内 閣 総 理 大 臣 安 倍 晋 三 殿
農 林 水 産 大 臣 山 本 有 二 殿
内 閣 官 房 長 官 菅 義 偉 殿
内閣府特命担当大臣(規制改革) 山 本 幸 三 殿